

消 防 消 第 9 1 号
消 防 広 第 1 4 9 号
令 和 8 年 3 月 2 4 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁広域応援室長
（ 公 印 省 略 ）

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給については、「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）」（令和7年4月15日付け消防消第113号・消防広第148号）等により、国家公務員等との待遇の均衡が図られるように支給の検討をできるだけ速やかに行うよう依頼してきたところです。

近年、災害が頻発化、激甚化する中、緊急消防援助隊の活動も、大規模で長期にわたるものが増えるなど、その役割は重要性を増しています。先般実施した「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給に関する調査（照会）」（令和7年11月18日付け事務連絡）の結果（別添参照）、国家公務員との待遇の均衡に係る対応状況については、全体の8割超の本部において、既に図られており、又は図られる予定です。一方で、依然、2割弱の本部において、現時点では未定又は検討していないという結果となり、主な理由として、近隣の本部の状況に鑑み対応を見送っている、市町村財政の観点から支給額の引上げを行っていない等が挙げられました。

緊急消防援助隊は、国家公務員や警察職員が従事する救助活動等と同様に、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するものであり、全国各地の消防本部から派遣される職員と共同で災害対応に当たる性格を有しています。

また、手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は特別交付税措置又は全国市町村振興協会の交付金により負担されるものです。

これらのことを踏まえ、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当について、国家公務員との待遇の均衡が図られるように支給の検討を速やかに行うよう改めてお願いいたします。

併せて、今秋を目途に、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給に関して、再度フォローアップ調査を実施する予定であることを申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部（消防事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁 消防・救急課 岩熊、佐藤

TEL 03-5253-7522

E-mail shokuin@soumu.go.jp

消防庁 広域応援室 岡田、田中

TEL 03-5253-7569

E-mail kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp

(別添)

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給に関する調査

1 調査概要

各消防本部における緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当の支給に関して調査を行い、720 本部（緊急消防援助隊登録をしていない 2 本部を除いた 718 本部）の回答を集計した。

2 調査時点

令和 7 年 11 月 1 日

3 調査結果

国家公務員の災害応急作業等手当の額との 均衡に係る対応状況 ※1	本部数	割合
既に均衡が図られている	401	55.8%
今後均衡が図られる予定	201	28.0%
現時点では未定又は検討していない	116	16.2%
合計	718	

※1 「均衡が図られている」とは、大規模災害の被災地であり、危険区域において活動する場合に国家公務員に対し支給される災害応急作業等手当 2,160 円を基準とし、それを下回らない支給水準としていることをいう。